

大気常時監視の歴史

- 1962年(昭和37年)ばい煙の排出の規制等に関する法律制定(指定地域の常時監視及び緊急時の措置が地方公共団体に義務付け)(第7条、第21条)
- 1965年(昭和40年)国設大気汚染測定所の設置が始まる(平成18年現在:一般環境大気測定局(9か所)、自動車排出ガス測定局(10か所))
- 1967年(昭和42年)公害対策基本法制定(環境基準の設定)(第9条)
- 1968年(昭和43年)大気汚染防止法制定、ばい煙の排出の規制等に関する法律廃止(指定地域の常時監視及び緊急時の措置が地方公共団体に義務付け)(第3条、第6条)
- 1969年(昭和44年)硫黄酸化物に係る環境基準設定
- 1970年(昭和45年)一酸化炭素に係る環境基準設定
大気汚染防止法改正(第22条で常時監視の義務付け。指定地域の廃止)
全国大気汚染状況調査まとめの発行
- 1971年(昭和46年)緊急時の措置を発動すべき大気汚染の程度を設定
- 1972年(昭和47年)浮遊粒子状物質に係る環境基準設定
- 1973年(昭和48年)二酸化窒素、光化学オキシダント、二酸化硫黄に係る環境基準制定(一酸化炭素、浮遊粒子状物質は継続)(硫黄酸化物に係る環境基準の廃止)
- 1977年(昭和52年)光化学オキシダントに係る緊急的発令基準の改正
- 1978年(昭和53年)環境基準の一部改正(二酸化窒素の環境基準・測定方法の改正)
- 1980年(昭和55年)環境大気常時監視マニュアル発行
- 1981年(昭和56年)環境基準の一部改正(浮遊粒子状物質に係る測定方法の改定)
- 1986年(昭和61年)環境大気常時監視マニュアル改訂(第2版)
- 1990年(平成2年)環境大気常時監視マニュアル改訂(第3版)
- 1992年(平成4年)計量法公布
- 1993年(平成5年)環境基本法制定(公害対策基本法の改正)(環境基準の設定)

(第 1 6 条)

- 1 9 9 6 年 (平成 8 年) 環境基準の一部改正 (二酸化硫黄、二酸化窒素及び光化学オキシダントの乾式測定法の導入)
測定局の配置・採取口の高さを通知
大気汚染物質広域監視システム (そらまめ君) 運用開始
- 1 9 9 8 年 (平成 1 0 年) 環境大気常時監視マニュアル改訂 (第 4 版)
- 1 9 9 9 年 (平成 1 1 年) 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律
制定 (大気汚染防止法第 2 2 条 2 項の条文追加、常時監視が
法定受託事務へ)
- 2 0 0 0 年 (平成 1 2 年) そらまめ君ホームページ上での提供開始
- 2 0 0 1 年 (平成 1 3 年) 事務処理基準の通知 (地方自治法第 245 条の 9 「法定受託事
務を処理するに当たりよるべき基準」)
- 2 0 0 5 年 (平成 1 7 年) 事務処理基準の一部改正

< 参考文献 >

逐条解説 大気汚染防止法

環境大気常時監視マニュアル (昭和 5 5 年 2 月、昭和 6 1 年 2 月、平成 2 年 1 2 月、平成 1 0 年 9 月)

全国大気汚染状況調査のまとめ (昭和 4 6 年)

昭和 4 5 年度国設大気汚染測定網 (N A S N) 測定結果

大気汚染防止法第 2 2 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務処理
基準について (平成 1 3 年 5 月 2 1 日 環管大第 1 7 7 号、環管自第 7 5 号)

「大気汚染防止法第 2 2 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務処
理基準について」の一部改正について (平成 1 7 年 6 月 2 9 日 環管大発第 050629001
号、環管自発第 050629001 号)